

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年8月10日

## 意見書

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

松繁



同弁護士

川本賢



同弁護士

水野絵里奈



同弁護士

福田



同弁護士

井家武男



令和4年7月20日開催の進行協議における今後の進行に関する抗告人らの意見を踏まえ、以下のとおり相手方の意見を述べる。

1 抗告人らが主張疎明のために更なる時間を必要とする理由はないこと

既に本件の本案訴訟において、抗告人らを含む原告ら（抗告人ら代理人も本案訴訟の原告ら代理人を務めている。）は、一通りの主張を終えるとともに、本年6月8日の第28回口頭弁論期日までに主張を要約する全ての書面を陳述しており、本年12月7日までに人証予定者の意見書・陳述書の提出及び人証申請をする予定となっている（別添「進行協議期日調書」）。このように、保全手続である本件よりも充実した主張立証活動が行われている本案訴訟においてさえ、抗告人らを含む原告らは、主張を終え、人証調べを行おうとする段階となっているのであるから、仮処分事件である本件において、抗告人らが主張疎明のために更なる時間を必要とする理由はない。

2 争点の噛み合わせのために抗告人らが主張した全ての事項について詳細な検討を行う必要がないこと

相手方は、原審においても争点を的確に捉えられていたと認識しており（令和4年4月28日付け意見書（4頁））、当審において争点の噛み合わせをする必要はないと考える。そもそも、決定書に決定の理由として記載しなければならないのは、「主要な争点及びこれに対する判断」（民事保全規則9条3項）であって、結論に影響しない付随的な争点や形式的な争点まで記載する必要はないのであるし、適正な裁判のためには決定の結論に影響を及ぼす重要な論点に検討を絞るのは当然である。総花的に詳細な検討を行うことは、本件の論点を曖昧にするだけでなく、徒に時間を浪費することにほかならない。

3 本件は、審理を終結して決定を行うための機は熟していること

令和4年7月14日付け上申書でも述べたとおり、本件は、原審及び当審を通じて、審理を尽くすために必要な期間は既に経過しているし、保全命令の発出の要否を審理するのに必要な主張疎明は既に行われていることから、審理を終結して決定を行うための機は熟している。

したがって、審理を尽くすことを名目とする抗告人らの主張疎明のために更なる検討期間を設ける必要はなく、審理を速やかに終結すべきである。仮に、抗告人らが本件の審理が十分尽くされなかったとして再度仮処分申立てを行った場合、本件でも相手方が繰り返し指摘したとおり（原審債務者答弁書「債務者の主張」第1章（2～21頁）、令和4年4月28日付け意見書（1～3頁））、そのような仮処分申立ては訴権の濫用に当たると考える。

#### 4 口頭説明、質疑等を行うために審尋を設ける必要はないこと

相手方は、当審では、書面による主張疎明で十分であり、口頭説明、質疑等を行うために審尋を設ける必要はないと考える。仮に、御庁において、審尋を設ける必要があると判断されるのであれば、直近日時で設けられることには異論を唱えるものではないが、審尋で審理すべき内容は、当審で新たに追加された主張に限定し、かつ、審尋は短時間で終了すべきである。

以上、

裁判長認印

進 行 協 議 期 日 調 書

事 件 の 表 示 平成28年(ワ)第289号(第1事件)  
平成28年(ワ)第902号(第2事件)  
平成29年(ワ)第447号(第3事件)  
平成29年(ワ)第1281号(第4事件)  
平成30年(ワ)第1291号(第5事件)  
令和元年(ワ)第1270号(第6事件)  
令和2年(ワ)第1130号(第7事件)  
令和3年(ワ)第926号(第8事件)

期 日 令和4年6月8日午後2時00分

場 所 広島地方裁判所民事第2部進行協議室

裁判長裁判官 大 浜 寿 美  
裁 判 官 長谷川 健太郎  
裁 判 官 森 谷 謙 太  
裁判所書記官 栗 田 翔 太

出頭した当事者等 第1事件ないし第8事件原告ら代理人  
能 勢 顯 男  
同 胡 田 敢  
同 前 川 哲 明  
同 竹 森 雅 泰  
第1事件原告ら復代理人兼第2事件ない  
し第8事件原告ら代理人  
橋 本 貴 司

第2事件ないし第8事件原告ら代理人

村上 朋 矢

被告代理人

田代 健

同

川本 賢 一

同

水野 絵里奈

同

福田 浩

同

井家 武 男

同

松 繁 明

手 続 の 要 領 等

(今後の主張予定について)

被告

地震に関する主張を補充した書面（震源を特定せず策定する基準地震動についての規制が改定されたことに伴う主張の補充）及び地震に関する要約書面を令和4年9月7日までに提出する。

今回提出された原告準備書面51、52に対する反論の要否を検討し、反論する場合には次回期日までに書面を提出する。

現時点ではこれら以外に主張を追加する予定はない。

原告ら

被告から提出される予定の地震に関する主張の補充に対する反論の要否は検討するが、現時点でそれ以外に主張を追加する予定はない。

(立証計画について)

原告ら

専門家証人及び原告本人による立証を予定している。令和4年12月7日までに人証予定者の意見書・陳述書の提出及び人証申請をする予定である。

被告

原告から提出される意見書及び人証申請の内容を踏まえて、被告から人証申請す

るか否かを検討する。

(現地における進行協議期日について)

原告ら

現地における進行協議を希望する。特にシビアアクシデント対策が機能するか否かについては、裁判所が現地で実際に確認することにより理解が深まると考えている。

被告

裁判所が現地を確認しても正確な認識を得ることができるとは考え難いため、現地における進行協議は必要がないとの意見である。

裁判長

双方の意見を踏まえて、次回期日において現地における進行協議を行うか否かを判断する。

(次々回期日の予定)

裁判長

令和4年12月14日午後2時に次々回の進行協議期日、同日午後2時30分に次々回の口頭弁論期日を行う予定である。

裁判所書記官 栗田 翔

